

市民農園を開設したい

農地のままで市民等のニーズに応じた利用を行うことができ、農地の有効利用が図られ、農業者以外の人々の農業に対する理解が深まります。

○市民農園の開設方式

市民農園の開設方式は、大きく分けて

- ① 利用者に農地を貸し付ける方式（＝特定農地貸付方式）
- ② 農業者自らが農業経営を行い、農作業の一部を利用者が行う方式（＝農園利用方式）の2つに分類されます。それぞれの特徴は次のとおりです。

方式	②農園利用方式	特徴	関係法令等
①特定農地貸付方式	利用者に農地を貸付け（賃借権等を設定）	①農地所有者 農地の管理を利用者に任せることができる。 ②利用者 自分の作りたい作物を自由に作ることができる。	・ 特定農地貸付法 ・ 市民農園整備促進法 ・ 都市農地貸借法 (生産緑地)
②農園利用方式	農業者自らが農業経営を行い、農作業の一部を利用者が行う。 (賃借権等は設定しない。)	①農地所有者 農業経営の一貫として取り組むことができる。 ②利用者 農業者の濃密な指導を受けられる。	・ 市民農園整備促進法 ※法律に基づかないで開設することも可能

○開設に当たってのポイント

- (1) 特定農地貸付方式で、地方公共団体及び農協以外（農家個人やNPO、企業など）が開設する場合は、次のような手続が必要になります。

- ①適切な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定を市町村と締結（②の場合は市町村及び農地を貸し付けた地方公共団体又は農地中間管理機構と締結）
- ②農地を所有していない者が開設する場合は、農地を地方公共団体又は農地中間管理機構を介して借り受け

- (2) 特定農地貸付方式で、市民農園の施設整備（農機具収納施設、休憩施設等）の有無により、適用する法律は次のとおりです。

- ①農地の貸付けのみを行う場合…特定農地貸付法
- ②農地の貸付けと市民農園施設を整備する場合…市民農園整備促進法

- (3) 農園利用方式は農地について賃借権等を設定しないので、法律に基づいて開設する必要はありませんが、市民農園施設を整備する場合は、市民農園整備促進法の手続を経ることが適当です。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課農地調整班 e-mail:nosinc@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2834
- ・仙台、大河原、東部地方振興事務所農業振興部調整指導班、
北部、気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班